

# あわぎんplus card 会員特約 (JCB)

## 第1条 本特約の目的

本特約は、株式会社阿波銀行（以下「当行」という。）および阿波銀カード株式会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェシービー（以下「JCB」という。）が発行する「あわぎんplus card JCB一体型カード」（以下「本カード」という。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

## 第2条 本カードの発行・貸与

1.本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。

(1)当行と普通預金取引がある者が、当社およびJCBが別に定める「JCB CARD会員規約」（以下「クレジットカード規約」という。）および当行キャッシュカード規定（以下「キャッシュカード規定」という。）ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員（以下「本会員」という。）となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行、当社およびJCB（以下「3社」という。）が承認した場合。

(2)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている者が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し3社が承認した場合。

(3)クレジットカード規約を承認のうえ当社およびJCB発行にかかるクレジットカードの貸与を受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込みをし、これに対し3社が承認した場合。

(4)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつクレジットカード規約を承認のうえ当社およびJCB発行にかかるクレジットカードの貸与も受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込みをし、これに対し3社が承認した場合。

2.前項に基づいて発行される本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、当行および当社は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」という。）。なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。

3.第1項各号の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。）が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。

## 第3条 本カード発行に伴う既存カードの取扱い

第2条1項(2)～(4)の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードは、一体型会員が本カードを利用した時点または3社が一体型カードを発行することを認めた日より1ヶ月経過した日に失効するものとします。

## 第4条 有効期限

1.本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。

2.3社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、3社が審査のうえ引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

## 第5条 別にカードを発行する場合等

1.本カードの普通預金口座について、普通預金用と貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている場合において、新たに本カードを発行する場合は、本カードとは別に当行は貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。

2.本カードの普通預金口座について、普通預金用と貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードと本カードは同時に発行できないものとします。

## 第6条 本カードの機能

1.一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当社およびJCBが発行するクレジットカードとしての機能（クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。

2.一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」という。）または現金自動預払機（以下「ATM」という。）において本カードを利用する場合において、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

3.前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

4.本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型カード会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

## 第7条 本カードの機能停止等

1.3社は、一体型会員と当社およびJCBとの間のクレジットカード契約、および一体型会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。

(1)本カードの再発行のため、一体型会員が、3社のうちいずれか1社に本カードを返還した場合。

(2)本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、3社のうちいずれか1社に本カードを送付または預けた場合。

(3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。

(4)一体型会員から3社のうちいずれか1社に対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難に遭った旨の届け出があった場合。

2.一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反したまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、当社またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

## 第8条 本カードの取扱い

1.一体型会員は、当行および当社より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外には使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行および当社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

## 第9条 届出事項の変更

1.一体型会員が届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく当行に届け出なければなりません。クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当社およびJCB所定の方法により遅滞なく当社およびJCBに届け出るものとします。

2.前項のうち氏名の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを3社のうちいずれか1社に返還するものとします。なお、この場合には、第12条所定の再発行手続がとられるものとします。

## 第10条 紛失・盗難の届出

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を当行に届け出るとともに、当社またはJCBのいずれか一方に届け出るものとします。

## 第11条 本カードの紛失・盗難による責任の区分

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定に、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約によるものとします。

## 第12条 カードの再発行

1.3社は、本カードの紛失・盗難・破損・汚損、または氏名の変更等の理由により一体型会員が希望した場合は、3社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、一体型会員は、当行および当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行および当社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。

2.一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行または当社に返還するものとし、この場合、当行から新たに本カードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。

#### 第13条 カードの返還および単機能カードの発行

1.一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、3社のうちいずれか1社に本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。

(1)クレジットカード規約所定の事由により当社およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます）。

(2)一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

(3)一体型会員が3社に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを3社が認めた場合。

2.(1)前項(1)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」という。）の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

(2)前項(2)の場合において、本カードのクレジットカード機能と同様の機能を持つクレジットカード（以下「単機能クレジットカード」という。）の発行を当社およびJCBが認めた場合には、当社およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

(3)前項(3)の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。また同様に、前項(3)の場合において、単機能クレジットカードの発行を当社およびJCBが認めた場合には、当社およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

(4)一体型会員は本項(1)または(3)に基づいて単機能キャッシュカードが発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を、本項(2)または(3)に基づいて単機能クレジットカードが発行される場合には、当社に対し当社所定の再発行手数料をそれぞれ支払うものとします。再発行手数料は当行および当社が別途公表いたします。

#### 第14条 カードの回収

前条第1項(1)の場合において、3社はCDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、3社の故意または過失による場合を除き、3社はいずれも責任を負わないものとします。

#### 第15条 業務の委託

1.当行および当社は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。

2.JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第16条 情報の管理および同意

1.一体型会員は、3社がその相手方に対して、または3社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、JCBカード会員番号等の一体型会員情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

2.一体型会員は、3社の間において、以下の目的・範囲内で、一体型会員に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

(1)目的

本カードの申込書受付・審査・発行・交付、会員の管理、本カードに関連する特典の付与等を行うため。

(2)情報の範囲

本申込書等に記載された一体型会員の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先等）および変更内容、決済口座番号、クレジット会員番号、本カードについての一体型会員の情報（当社の審査結果・会員資格の取消の事実等（ただしその理由は除く）、紛失情報、更新情報、解約情報）、一体型会員と3社との取引内容

3.3社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた一体型会員の情報を、厳正に管理するものとします。

#### 第17条 目的範囲内の情報提供および同意

1.一体型会員は、一体型会員に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社およびJCBが当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(1)目的

①当行が、一体型会員へクレジットカードの利用に応じた特典をつけるため

②当行が、一体型会員へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・Eメールその他の方法によって案内を行うため

③当行が、一体型会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

(2)情報の範囲

当社が保有する一体型会員の取引内容に関する情報（第16条の内容に加えて、本カードの利用状況・ローン残高等を含むものとします。）

2.一体型会員は、一体型会員に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社およびJCBに提供することにあらかじめ同意するものとします。

(1)目的

①当行が、一体型会員の当行取引振り等に応じてJCBが提供するポイントサービスにポイント加算を行うため

②当社およびJCBが、一体型会員へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・Eメールその他の方法によって案内を行うため

③当社およびJCBが、一体型会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

(2)情報の範囲

当行が保有する一体型会員の取引内容に関する情報（第16条の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。）

3.3社は第1項および第2項により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、3社のみが利用するものとします。

4.一体型会員が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当行所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

#### 第18条 特約の優先適用

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。なお、キャッシュカード機能について、偽造または変造カードによる払戻し、カード盗難により他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しによる損害については、キャッシュカード規定を優先適用するものとする。

#### 第19条 特約の改定

本特約が改定され、その改定内容を書面その他の方法により通知した後に一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員は当該改定を承認したものとみなします。

(TK051800・20080515)